

## 平成 21 年度財務諸表及び決算報告についての監事意見

監事は、消防法第 21 条の 40 2 項の規定に基づき、日本消防検定協会の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの事業年度の財務諸表及び決算報告書の監査を行いました。

日本消防検定協会理事会が作成した財務諸表及び決算報告書について、監事の意見を表明することが、目的であります。

### 1. 監査の方法

監事は、消防法に定める日本消防検定協会に係わる規定、日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令及び日本消防検定協会定款に定める会計の基準に準拠して、財務諸表及び決算報告書について、監査を行いました。

監事は、監事監査規程に従い、監査計画を作成し、監査を行いました。会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、重要な決裁書類などの閲覧を行いました。本所及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。理事会の採用した会計方針及び適用方法並びに会計上の見積及び判断を含めて、財務諸表及び決算報告書の表示の検討を行いました。

### 2. 監事意見

監査の結果、監事の意見は、次の通りであります。

- (1) 財務諸表は、消防法に定める日本消防検定協会に係わる規定、日本消防検定協会の財務及び会計に関する省令及び日本消防検定協会定款に定める会計の基準に準拠して、日本消防検定協会の財政状態および経営成績の状況を、すべての重要な点において、正しく示しているものと認められます。
- (2) 損失金計算書は、適法であると認められます。
- (3) 決算報告書は、日本消防検定協会の平成 21 年度予算の区分に従って、決算の状況をすべての重要な点において、正しく示していると認められます。
- (4) 平成 21 年度の財務諸表に重要な影響を与える虚偽記載、不正あるいは誤謬は、認められません。

以上

平成 22 年 6 月 10 日

日本消防検定協会

監事

野口裕之

